

春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、既存の単独処理浄化槽若しくはくみ取り便槽から転換する者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90 パーセント以上、放流水の BOD 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下の機能を有するもの。
 - イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するもの。
 - ウ 放流水の総窒素濃度が 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下又は総磷濃度が 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下の機能を有するもの。
 - エ 別表第 1 に定める環境配慮型浄化槽であること。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）による改正前の浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうちし尿のみを処理するものをいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取り処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 専用住宅 居住を目的とした住宅又は居住の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（居住の用に供する部分の床面積が 2 分の 1 以上であるものに限る。）をいう。
- (5) 転換 既存の個別単独処理浄化槽若しくはくみ取り便槽を廃止し、又は単独集中浄

化槽の使用を止め、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認(以下「建築確認」という。)を伴わない合併処理浄化槽の設置をいう。

- (6) 更新 保守点検等を適切に実施したうえで使用している合併処理浄化槽に、破損によって重篤な支障が発生したこと等により本体を補助の対象となる合併処理浄化槽に交換することをいう。
- (7) 配管工事費 転換に伴う合併処理浄化槽への流入管、升及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に要する費用(転換に伴う配管の撤去に要する費用を含む。)をいう。
- (8) 撤去費 転換に伴う既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に要する費用をいう。
- (9) 補助対象地域 公共下水道事業計画区域を除いた地域をいう。
- (10) 重点区域 公共下水道事業計画区域を除いた地域内において、特に水質改善が必要と認めた次の区域をいう。

地域区分	町名	範囲
中部・南部地区	下条町の一部、下津町の一部、上条町の一部、中切町の一部及び弥生町の一部	別図第1のとおり
西部地区	岩野町の一部、大手町の一部、上田楽町の一部、鷹来町の一部、田楽町の一部及び町屋町の一部	別図第2のとおり
東部地区	木附町の一部、高蔵寺町の一部、高座町の一部及び玉野町の一部	別図第3のとおり
北部地区	上野町の一部及び坂下町の一部	別図第4のとおり

- (11) 集中浄化槽 複数の住宅からの汚水(し尿のみ又はし尿及び生活雑排水)を排水管で集め、一括で処理する浄化槽をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象地域において、専用住宅に直近1年以上居住し、転換又は更新により合併処理浄化槽を設置(建替に伴い、同一敷地(建築確認申請時の住所に限る。)内に合併処理浄化槽を設置する場合を含む。)しようとする者

(法人を除く。)とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出(以下「浄化槽設置届出」という。)の審査又は建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
 - (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
 - (3) 販売及び賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者
 - (4) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者
 - (5) 同一敷地内の生活排水をすべて合併処理浄化槽へ接続することができない者
 - (6) 専用住宅のうち事務所、店舗その他これに類するものに供する部分から汚水又は雑排水を排出する者
 - (7) 公共事業等の移転補償として、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽に係る補償(配管工事に係るものも含む。)を受けようとする者
 - (8) その他市長が適当でないと認める者
- (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 合併処理浄化槽の設置に係る補助金(以下「設置補助金」という。)の対象となる経費(以下「設置補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽本体費及び送風機費
 - (2) 据付工事費
 - (3) 電気工事費
 - (4) 試運転調整費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用
- 2 設置補助金の額は、設置補助対象経費の合計額とし、その限度額は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、転換に伴う補助金の額は、前項の額に、次の各号に掲げる費用のうち該当する額を加えて得た額とする。
- (1) 配管工事費 配管工事に係る経費の合計額とし、その限度額は330,000円とする。
 - (2) 撤去費 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る経費の合計額とし、その限度額は150,000円とする。
- 4 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれ、

これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して当該年度の1月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査を完了した浄化槽設置届出の写し又は建築確認済証及び建築確認申請書第1面から第5面の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 配置図(敷地境界線、浄化槽、污水管、雑排水管、放流管、污水枥、建築物等を図示したもの)
- (4) 建物平面図
- (5) 浄化槽調書の写し(建築確認を受けて合併処理浄化槽を設置する場合に限る。)
- (6) 配管の設置状況を示す書類(配管工事費の補助を受けようとする者に限る。)
- (7) 補助金交付申請時点において居住する家屋における汚水処理状況を示す書類
- (8) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の状況写真(転換の補助を受けようとする者に限る。)
- (9) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- (10) 登録浄化槽管理票(C票とその写し)
- (11) 浄化槽機能保障制度に基づいた保証登録証(市町村用)
- (12) 型式適合認定書の写し
- (13) 型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
- (14) 浄化槽工事の見積書及び合併処理浄化槽の設置に係る費用を示す書類(配管工事費又は撤去費の補助を受けようとするときは、その項目を含むもの)の写し
- (15) 浄化槽工事の請負契約書の写し
- (16) 浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前の浄化槽設備士にあっては小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- (17) 賃貸人の承諾書(住宅等を借りている者に限る。)

(18) 集中浄化槽の所有者又は管理者の承諾書（集中浄化槽から切り替えて個別に合併処理浄化槽を設置しようとする者に限る。）

(19) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出のあったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

（変更承認の申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、補助金交付申請の内容を変更するとき又は当該交付決定に係る工事（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第7条の2 市長は、前条の変更承認申請書の提出のあったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは変更承認通知書（第8号様式）により通知する。

（施工及び現場確認）

第7条の3 補助事業の実施に当たっては、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）に従って工事を行わなければならない。

2 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助事業の進捗状況を施工の現場において確認することができる。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日から1月を経過する日又は当該年度の2月15日のいずれか早い日（当該期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日であるときは、その翌日）までに実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(2) 浄化槽法第7条の規定に基づく検査手数料及び同法第11条の規定に基づく

く検査の初回手数料納入後の浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書（同法第7条及び第11条）の写し

- (3) 工事施工の写真
- (4) 浄化槽設備士が確認した検査表
- (5) 補助事業に係る支払い領収書及び内訳書（第5条第14号の見積書の額と、領収書の額が異なる場合に限る。）の写し
- (6) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (7) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受けようとする者に限る。）
- (8) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽からの転換の補助を受けようとする者に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知する。
（補助金の請求）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。
（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市合併処理浄化槽整備補助

金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市合併処理浄化槽整備補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付に

については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用し、令和6年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表第1 (第2条関係)

環境配慮型浄化槽

次の表に定める消費電力基準以下の浄化槽をいう。

(単位：W/h)

人槽	放流水のBOD濃度が1リットルにつき10ミリグラム以下の機能を有する合併処理浄化槽	放流水の総磷濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有する合併処理浄化槽	その他の合併処理浄化槽
5人槽	53	83	39
6～7人槽	75	90	55
8～10人槽	102	157	75

別表第2 (第4条関係)

限度額

区分	人槽	限度額 (千円)	
		公共下水道事業計画区域 (雨水整備のみの公共下水道事業計画区域を除く。) を除いた区域	
		重点区域以外の区域	重点区域
転換の場合	5人槽	230	360
	6～7人槽	420	590
	8～10人槽	610	810
転換以外の場合	5人槽	80	80
	7人槽	110	110
	8～10人槽	140	140

備考1 補助対象地域のうち、表の区分にない区域の補助金の限度額は、転換以外の場合の区分の額とする。

備考2 設置しようとする合併処理浄化槽の人槽が、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)」表による算定基準を上回る場合は、同表により算定した人槽に応じた限度額とする。